

# 姫路天然ガス発電株式会社「（仮称）姫路天然ガス発電所 新設計画計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成28年7月12日  
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、姫路天然ガス発電株式会社「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画計画段階環境配慮書」について、姫路天然ガス発電株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

## （参考）当該地点の概要

### 1. 計画概要

場 所：兵庫県姫路市  
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）  
出 力：約180万キロワット  
（40～50万キロワット級×4基）

### 2. これまでの環境影響評価に係る手続

#### <計画段階環境配慮書>

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理 | 平成28年 4月13日 |
| 環 境 大 臣 意 見 受 理       | 平成28年 7月 1日 |
| 経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出   | 平成28年 7月12日 |

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

姫路天然ガス発電株式会社「(仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画  
に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

省エネ法等に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成に向けて、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の発電技術については、今後、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、局長級取りまとめの「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」についても採用の可能性を検討した上で、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上の高効率の発電設備を採用することとし、当該発電設備の送電端熱効率の適切な維持・管理を図ること。
- ② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組む、2030年度に向けて確実に遵守すること。その取組内容を検討し、可能な限り、準備書に記載すること。  
現状では目標達成が見込まれる状況ではあるが、本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。また、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。
- ③ 小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、高度化法では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者の現状程度のカバー率(販売電力ベースで99%超)の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組みの参加事業者により電力を供給するよう努め、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

- ④ 地球温暖化対策計画に位置付けられた「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage；CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。
- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

## （2）大気環境

事業実施想定区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づく対策地域とされている。また、大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在する、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるよう、煙突高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。
- ② 事業実施想定区域の周辺には、他事業者による環境影響評価手続中の石炭火力発電所の計画があり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行う等、当該石炭火力発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気質への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

## （3）水環境

事業実施想定区域は、我が国最大の閉鎖性海域である瀬戸内海に面し、その周辺海域は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域とされている。本発電設備の稼働等に伴い発生する排水による水環境への影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。